

別表十七（四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人又は連結法人が国外関連者（措置法第66条の4第5項《国外関連者との取引に係る課税の特例》又は第68条の88第5項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用がある場合におけるこれらの規定に規定する非関連者を含みます。以下同じ。）との間で取引を行った場合において、法人が同法第66条の4第25項の規定の適用を受けるとき又は連結法人が同法第68条の88第25項若しくは第26項の規定の適用を受けるときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「名称」には、国外関連者の名称を、通称や略称ではなく正式名称により記載します。正式名称が長い場合等、各欄に記載しきれないときは、正式名称を記載した別紙を添付してください。なお、会社等の組織区分については、略称で構いません。

3 「本店又は主たる事務所の所在」の「国名又は地域名」には、国外関連者の本店又は主たる事務所が所在する国名又は地域名を、「所在地」には、国名以降の所在地を都市名を含めて記載します。文字数が多い場合等、各欄に記載しきれないときは、所在地を記載した別紙を添付してください。

4 「従業員の数」には、国外関連者の「事業年度」に記載した事業年度における従業員数を記載します。

5 「資本金の額又は出資金の額」には、国外関連者の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を必ず表示してください。

6 「特殊の関係の区分」には、法人と国外関連者との関係が措置法令第39条の12第1項各号《国外関連者との取引に係る課税の特例》又は第39条の112第1項各号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》のいずれに該当するかを記載します。

また、措置法第66条の4第5項又は第68条の88第5項の規定の適用がある場合には、これらの規定を記載します。

7 「株式等の保有割合」の「保有」には、法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等の保有割合（措置法令第39条の12第2項又は第39条の112第2項に規定する合計した割合をいいます。以下同じ。）を記載し、「被保有」には、国外関連者により直接若しくは間接に保有されている株式等の保有割合又は同一の者（その法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれ発行済株式等を直接若しくは間接に保有されている場合におけるその同一の者をいいます。以下同じ。）により直接若しくは間接に保有されているその法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による国外関連者の株式等の保有」には、同一の者により直接若しくは間接に保有されているその国外関連者の株式等の保有割合を記載します。

なお、「保有」の内書には法人が直接に保有する国外関連者の株式等の保有割合を、「被保有」の内書には国外関連者等が直接に保有する当該法人の株式等の保有割合をそれぞれ記載し、「同一の者による国外関連者の株式等の保有」の内書には同一の者が直接に保有する国外関連者の株式等の保有割合を記載します。

8 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、当期の終了の日以前の同日に最も近い日に終了する国外関連者の事業年度の営業収益又は売上高、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額を国外関連者がその会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額によりそれぞれ記載します。この場合、その通貨の単位を必ず表示してください。

また、「営業収益又は売上高」から「利益剰余金」までの各欄の括弧の中には、外国通貨の金額を円換算した金額を百万円単位（百万円未満の端数は四捨五入）で記載します。

9 「国外関連者との取引状況等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「受取」又は「支払」の各欄には、当期において、国外関連者から支払を受ける対価の額の取引の種類別の総額又は国外関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ百万円単位（百万円未満の端数は四捨五入）で記載します。この場合、当期の確定申告書の提出の時までに取引金額の実額を計算することが困難な事情にあるときは、合理的な方法により算定した推計値を記載することとして差し支えありません。

(2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。

なお、生産拠点の海外移転、取引形態・流通形態の変更、買収・合併等による事業再編など、独立企業間価格の算定に影響を与える特別な事情が生じた場合には、その具体的な内容を別紙に記載して添付してください。

10 「事前確認の有無」には、「国外関連者との取引状況等」に記載した取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号《定義》に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認（租税条約の相手国等の権限ある当局との間の相互協議の合意を伴わない確認を含みます。）の有無を記載します。